

6 産業廃棄物

6.1 産業廃棄物の処理手数料

6.1 産業廃棄物の処理手数料

※料金設定 a 併せ産廃独自 b 事業系一廃と同じ

※徴収方法「その他」の場合は、備考欄に詳細を記入

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
さいたま市	○	a	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	従量制	170円/10kg×1.10 ※令和6年4月1日に改定	
川越市	×					産業廃棄物の受入れは行っていない
熊谷市	○	a	条例	従量制	200円/10kg	
川口市	○	b	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	現金	220円/10kg	併せ産廃のみ
行田市	×					
秩父市	×					秩父広域市町村圏組合で回答
所沢市	○	b	所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	従量制	250円/10kg	紙くず(PCBが塗布されたものを除く)、木くず(工作物の除去に伴って生じたものを除く)、繊維くずのみ
飯能市	○	b	飯能市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	従量制	200円/10kg	併せ産廃のみ
加須市	○	a	条例	従量制	130円/10kg	
本庄市	×					
東松山市	×					
春日部市	×					産業廃棄物の処理を行っていない
狭山市	×					
羽生市	×					
鴻巣市	○	a	埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例	従量制	200円/10kg	埼玉中部環境保全組合が徴収
深谷市	×					市では受け入れていない
上尾市	×					
草加市	×					
越谷市	×					
蕨市	×					
戸田市	×					
入間市	×					
朝霞市	×					
志木市	×					
和光市	×					
新座市	×					

6.1 産業廃棄物の処理手数料

※料金設定 a 併せ産廃独自 b 事業系一廃と同じ

※徴収方法「その他」の場合は、備考欄に詳細を記入

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
桶川市	○	a	桶川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	従量制	460円/10kg	
久喜市	×					久喜宮代衛生組合が回答
北本市	○	a	埼玉県中部環境保全組合清掃施設手数料条例	従量制	200円/10kg	埼玉中部環境保全組合が徴収
八潮市	×					
富士見市	×					
三郷市	×					
蓮田市						組合が回答
坂戸市	×					
幸手市	○	b	幸手市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例			
鶴ヶ島市						埼玉西部環境保全組合が回答
日高市	×					
吉川市	×					
ふじみ野市	×					
白岡市						蓮田白岡衛生組合が回答
伊奈町	×					
三芳町	×					
毛呂山町						組合で回答
越生町						埼玉西部環境保全組合が回答
滑川町	×					
嵐山町	×					
小川町	×					
川島町	○	b	廃棄物の処理及び清掃に関する条例	従量制	250円/10kg	
吉見町	○	a	埼玉県中部環境保全組合清掃施設手数料条例	従量制	200円/10kg	埼玉中部環境保全組合が徴収
鳩山町	×	b	条例		10kgにつき230円	

6.1 産業廃棄物の処理手数料

※料金設定 a 併せ産廃独自 b 事業系一廃と同じ

※徴収方法「その他」の場合は、備考欄に詳細を記入

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
ときがわ町	×					
横瀬町	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	40kgまで880円、40kgを超えたときは10kgごとに220円加算	
皆野町	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	40kgまで880円、40kgを超えたときは10kgごとに220円加算	
長瀬町						組合が回答
小鹿野町						組合が回答
東秩父村	×					
美里町	×					
神川町	×					
上里町	×					
寄居町	×					
宮代町						久喜宮代衛生組合が回答
杉戸町	×					
松伏町	×					
蓮田白岡衛生組合	○	a	蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例	従量制	239円/10kg	
久喜宮代衛生組合	×					
朝霞地区一部事務組合						該当なし
皆野・長瀬下水道組合						該当なし
上尾、桶川、伊奈衛生組合						該当なし
志木地区衛生組合	×					
北本地区衛生組合						該当なし
入間西部衛生組合						該当なし

6.1 産業廃棄物の処理手数料

※料金設定 a 併せ産廃独自 b 事業系一廃と同じ

※徴収方法 「その他」の場合は、備考欄に詳細を記入

市町村 事務組合	産業廃棄物処理手数料					備考
	徴収の有無	料金設定	規定	徴収方法	料金	
入間東部地区事務組合						該当なし
小川地区衛生組合	×					
坂戸地区衛生組合						構成市町坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町が回答
東埼玉資源環境組合						該当なし
蕨戸田衛生センター組合	×					
彩北広域清掃組合	×					
秩父広域市町村圏組合	○	a	秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例	従量制	40kgまで880円、40kgを超えたときは10kgごとに220円加算	
児玉郡市広域市町村圏組合	×					産業廃棄物の受け入れ実施なし
埼玉西部環境保全組合	○	b	埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	従量制	10kgにつき230円	
大里広域市町村圏組合	×					産業廃棄物の受け入れは行っていない
埼玉中部環境保全組合	○	a	埼玉中部環境保全組合清掃施設手数料条例	従量制	200円/10kg	

※朝霞和光資源循環組合、行田羽生資源環境組合、上尾伊奈資源循環組合は処理施設設置整備中のため、調査対象外